

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年1月28日（木） 11時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を改訂しました
- ・ 「ビブリオバトル三重決戦2020」に出場予定だった生徒（希望者）による「中学生本の紹介動画」「高校生本の紹介動画」を配信します

質疑事項

- ・ 定例会の報告題について（訴えの提起にかかる専決処分について）
- ・ 教職員の不祥事について

発表項目

○「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を改訂しました

1点目は、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を改訂したというものです。このことについては、日本学校保健会というところが、令和元年の3月ですけれども、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というのがございまして、それが改訂されたことを受けて、三重県独自で策定している手引についても改訂を行うものです。

まず、アレルギーのある児童生徒への対応なんですけれども、「学校生活管理指導表」というのを出していただくことになっております。学校での配慮や管理が必要だと思われる場合、例えば給食での除去食とかが必要な場合に使用するものです。該当される児童生徒の保護者から、毎年度学校に提出いただきます。その管理指導表は、この手引の中にも入っているんですけども、児童生徒の症状とかの特徴、それから学校生活上の留意点を医師が記載をします。記載するアレルギー疾患は、食物アレルギー／アナフィラキシー、気管支喘息、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎ということです。今年度、管理指導表を提出された児童生徒は、公立学校全てで約3,650人となっております。そのほとんどが食物アレルギーによるものとなっております。

そうした中で教育委員会の役割ですけれども、県教育委員会、市町教育委員会ということと、まずアレルギー対応委員会を設置するということと、地域の状況を考慮した基本的なアレルギー対応の方針の策定、学校の対応状況の把握、環境整備や指導、それから教職員のアレルギー対応研修の実施、医師会、消防機関等の広域的な対応の取りまとめがございまして、

学校の役割としては、提出いただいた管理指導表、それからガイドライン、この手引、県教育委員会や市町教育委員会の方針をもとに、組織的に対応を進めてまいります。具体的に

は、校長をトップにしてアレルギー対応委員会を設置して、当該校の児童生徒のアレルギー疾患の情報を把握して、日常の取組、事故予防、万一の緊急時の対応についての情報共有をしっかりといたします。そうした緊急時の対応体制を整備するとともに、疾患の理解に向けての研修会、あるいは緊急時の実践的な研修も実施をします。

今回の手引の策定ということで、主な内容は9点あるんですけども、今申し上げました三重県教育委員会のアレルギー疾患対応の基本方針、それから教育委員会と学校の役割、3点目で、アレルギー疾患対応のための基本的な手順の例示をしております。それから、学校生活管理指導表の提出が望ましい例を記載しております。食物アレルギー緊急時対応マニュアル、6点目として、アドレナリンの自己注射薬が必要な児童生徒さんがいますので、それを処方された児童生徒に対する地域の連携体制。あるいは、アレルギーに関する事例報告、それから保護者等との面談のポイント、最後にアレルギー疾患対応の手引のQ&Aということになっております。

今回の主な改訂内容の中で、特にこのQ&Aを充実させまして、これまでの事例とか、市町教育委員会や学校からの問い合わせがいくつもございますので、それをふまえて、管理指導表の取扱いとか、特にアドレナリン自己注射薬の取扱い、それから給食と食に関する指導、このことについて充実をいたしております。あと、管理指導表の改訂でありますとか、それから、除去食を解除する場合の申請書の追加とかをしております。この手引につきましては、2月下旬に県内の学校に配付するとともに、教育委員会のホームページにも掲載をいたします。

○「ビブリオバトル三重決戦 2020」に出場予定だった生徒（希望者）による「中学生本の紹介動画」「高校生本の紹介動画」を配信します

2点目は読書の関係ですけれども、「ビブリオバトル三重決戦 2020」が中止となりましたので、そこに出場予定だった生徒の希望者を募って、今回、「中学生本の紹介動画」と「高校生本の紹介動画」を作成して配信をいたします。

まず12月13日に予定していた「中学生ビブリオバトル三重決戦 2020」と「高校生ビブリオバトル三重決戦 2020」が中止となりましたので、この県大会に出場を予定していた生徒の中から希望者を募りまして、三重県ホームページの動画サイト「三重県インターネット放送局」と、三重県のYouTubeチャンネル「チャンネル三重県」にて、本の紹介動画を本日から配信いたします。

まず、ビブリオバトルはご案内のとおり、発表者が読んで面白かった本を1人5分間ぐらいで発表して、簡単なディスカッションをしながら、参加した全員で一番読みたくなった本を選ぶ書評合戦です。三重県では平成26年度から高校生の大会を開催し、今年度は7回目ということでした。それから、今年度から中学生の大会も初めて開催しようとしていたところですが、中止ということにさせていただきました。

本の紹介動画ということで、特に、高校生、中学生の時期は、同じ世代の友人同士で本を

紹介するという取組を充実するということが、読書に関心を持つ、本を手取るきっかけづくりに効果的であるというふうにされております。ですので、県大会は中止になりましたけれども、そこで発表する予定であった本を、1人約5分で紹介する動画を作りまして、配信をいたします。結果として、中学生で1名、高校生で8名の計9名の動画を配信いたします。

この動画につきましては、県内の各小中学校、高校の図書館などに動画の閲覧と活用を周知するとともに、県立図書館で1月30日から、この9人が紹介する本の展示とか動画配信のPRもしていただきます。配信につきましては、本日から10月30日までということです。その後ろに、9名が紹介している本の名前と著者名等を書いてございます。

少し、何点かですね、全部は見ていただけないんですけれども、今から見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(社会教育・文化財保護課長)

それでは、何本か動画を紹介させていただきます。先ほど教育長からも話がありましたけれども、動画につきましては、YouTubeチャンネル、それから三重県ホームページ動画サイトのインターネット放送局で見ることができます。それでは3つぐらい、最初のさわりだけ紹介させていただきます。

まず1つ目が、2枚目にリストがあるんですけれども、その真ん中あたり、「チーズはどこに消えた？」という本の名前、白山高校の、ニックネームなんですけれども、マリック石井さんの動画です。よろしくお願いいたします。

～動画「チーズはどこへ消えた？」 白山高校 マリック石井 さん～

じゃあ次、2つ目いきます。このリストの上から4つ目、津東高校の柴田朋美さん、「かがみの孤城」の本の紹介です。

～動画「かがみの孤城」 津東高校 柴田朋美 さん～

では最後に中学生、一番上の東橋内中学校の渡邊いずみさん、本の名前は「15歳のテロリスト」の紹介です。よろしくお願いいたします。

～動画「15歳のテロリスト」 津市立東橋内中学校 渡邊いずみさん～

はい。さわりだけ紹介させていただきました。これが9本、動画サイトに掲載させていただいていますので、またご覧いただきたいと思います。

(教育長) ありがとうございます。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

発表項目に関する質疑

○「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を改訂しました

(質) アレルギーの疾患の手引ですけれども、国の公益財団法人のガイドラインをふまえた上での改訂ということですが、県独自で改訂の方針を加えたようなところはあるのでしょうか。

(答) 1 ページ目に、三重県教育委員会におけるアレルギー疾患対応の基本方針というのをいちばん最初にもってきておりまして、あと特にQ&Aという形で、25 ページ以降ですけれども、特に学校で実践的に使っていただけますように、ここについては三重県独自の部分として、これまでの学校からの問い合わせとか学校で実際に行っている有効な部分について記載をさせていただいたところです。

(質) 手引を変えられたところで、今回の改訂で増えたところはどこなのでしょう。

(答 保健体育課長) 先ほどありましたように、Q&Aを充実させていただいたことと、増えたと言いますか、管理指導表というのがございますので、学校保健会が改訂したものに合わせて改訂させていただいたこと。それから、アレルギーのある児童生徒が、成長するにしたがって、体が体力もついて大丈夫になったというのは、今までは医師の診断を必要としていたんですけれども、それを保護者からの申請でできることにしたということで、その書式をこの中に入れさせていただきました。

(質) 体制で、学校で委員会を設置して、教育委員会でも設置してというのは、もともとあった話ですか。

(答 保健体育課長) 今までこういったことが明記されていなかったのを、改めて記載させていただいたということです。

(質) 明記はされていないけど、事実上はあったということですか。

(答 保健体育課長) ありました。

(質) 県内の学校で、アレルギーによる重大な事故というのは発生したことはありますか。

(答) 本年度、昨年度の状況においては、重大な事故ということまでは至っていないんですけれども、例えば、アレルギーを有する児童生徒の中には、急な運動をしたことがきっかけでアレルギーが出るということもございまして、そういった事例報告とかはございます。そういうのも含めて、アレルギーの発症事例とかヒヤリハット事例の報告を受けているわけですが、今年度は3件、そういったヒヤリハットも含めて事例の報告を受けております。昨年度は19例、事例の報告を受けております。

(質) いずれも、今年の3件も昨年度の19件も、重大事案ではないということですか。

(答) そうですね。はい。

○「ビブリオバトル三重決戦 2020」に出場予定だった生徒（希望者）による「中学生本の紹介動画」「高校生本の紹介動画」を配信します

(質) ビブリオバトルですが、そもそも中止したということですが、それなら、例えばオン

ライン会議システムを使ったりして、インターネットでやればよかったのではないですか。そういう案はなかったのですか。

(答 社会教育・文化財保護課長) ビブリオバトルなんですけれども、発表だけではなくて、本来、観戦者も来ていただいて、観戦者の投票で順位を決めるというようなものです。観戦者も集まっていたかどうかというような議論をさせていただきまして、やむを得ず中止とさせていただきました。

(答) 参加者が同世代、中学生、高校生がメインとなりますので、オンラインでやった場合に、そういった児童生徒さんも、ネットというかオンライン上で見ていただくことができればいいんですが、そこまでは至らなかったということで、その部分については中止ということで、今回その代わりとしてこういう形を取らせていただきました。

(質) そこまで至らなかったのはなぜですか。そこまで至ったら、新しい形のビブリオバトルになった可能性もあるのではないですか。

(答 社会教育・文化財保護課長) 中止と判断してから開催までなかなか期間がなかったということと、さらに延期してオンラインをしようとしても、準備とかが相当程度かかるということで、今回動画配信をさせていただいたということになっています。

(質) 本来は何人が参加する予定だったんですか。

(答) 発表者は中学生が8人です。それから、高校生が12人の発表者の出場を予定していました。

(質) じゃあ、その20人のうち動画の配信を希望されたのが9人ということですか。

(答) そういことです。

(質) 中止される代わりに、この動画の配信をしようというふうに決められたきっかけ、思いなどはいかがでしょうか。

(答) 中学生、高校生は非常に多感な世代ですし、そういった生徒たちが読書をとおして、こういう新しい世界を知るとか、豊かな心を育んだりさらには感性を磨いたりという読書活動を、一人でも多くの子どもたちが、そういうことに取り組んでほしいなという思いがあります。特に同世代の中学生、高校生が、この本は自分はこのことが面白かった、楽しかったということを知ることによって、普段あまり本を読まなくても、手に取るきっかけになるということがございますので、そういうことを少しでも広げて、子どもたちが読書に親しんでほしいなという思いです。

(質) こういった動画配信の取組というのは、わかる範囲でいいんですけれども、三重県以外の他の県でもやっていたらという情報はありますか。

(答) ビブリオバトルですね。

(答 社会教育・文化財保護課長) 静岡県がやっております。ほかは調べていません。

(質) それと今回は動画配信ということなんですけれども、本来のビブリオバトルだったら優勝者とか順位をつけると思うんですけれども、これで何か結果を出すとか、要は投票システムが取り入れられているとか、そういったことはあるんですか。

(答) 今回はそこまでは、今回の部分については考えておりません。広く皆さんに知っていただきたいというところです。

(質) 広く機会をもつため。

(答) はい、そうです。

その他の項目に関する質疑

○定例会の報告題について（訴えの提起にかかる専決処分について）

(質) 今日の教育委員会定例会で報告された専決処分の報告で、訴えの提起というのがありますね。これは奨学金の滞納に関してなんですけど、異議申し立てをされた方がここにあってくるわけなんですよね。それが奨学金ですから、例えばコロナの事情であったりとかご家庭の事情であったり、そういうこともふまえてのことなのか、そういうことはなしに一律にこういったケースがある場合は訴えの提起をしているということなのか、ここらへんの判断はちょっとどういうふうになっているのでしょうか。

(答) 手続き的には、いきなり訴えの提起ということではないんですけれども、対象の方に電話とかですね、いろいろ状況を把握させていただいたり、訪問もさせていただいて、会わせていただいております。そういう中で、納付というのは一部にとどまりつつ、その後の連絡も十分関われなかったという中で、今回こういった手続きとして、訴えの提起にかかる専決処分ということでさせていただいております。そこに至るまでには、さまざまな状況というのは、丁寧に電話とか訪問もしながら聞き取りはさせていただいているところです。

(質) 丁寧に聞き取りはしてきたけれども、その後どうなったので提起に至った、何か時期を設けていてその時期が来たのでということなのか、猶予の余地が見いだせなかったのか、どういった事情があったのでしょうか。

(答) 順番としては、電話の督促であるとか文書の通知、それから自宅訪問ということでやりとりをさせていただいて、そのあと、令和2年の3月に最終的な催告を行ったところですが、対応をしていただけなかったということで、昨年10月の半ばに民事訴訟法に基づく支払い督促の申立て手続きをさせていただいたというところです。そのあと期限を設けて、その期限内に相手のほうから異議の申立てがあったということで、民事訴訟法の規定に基づいて、申立て時に遡って訴えが提起したとみなされるということで、今回規定に基づいて専決処分ということでございます。

(質) その異議の内容については、ここにはご説明されていませんけれども、その異議をふまえたとしても、例えばこれはもう県教委側として、例えば取り下げるであったりとか。

(答) すみません、その異議というのはですね、分割して返還をしていただくというものです。ですので、今後、そういう意思が改めて示されましたので、相手方さんと、そのあたり丁寧に聞きながらですね、納付の話を見せていただくことになるんだと思います。

(質) じゃあこの異議はそういった分割の意向を示されるという意味での異議ということ
でよろしいですか。

(答) そうということです。

○教職員の不祥事について

(質) 市の小中の話ではありますが、大麻で県内の教職員の方が逮捕されるという事案がありました。この相次ぐ不祥事の受け止めと、今後の対策で何かお考えがあれば。

(答) この間、今おっしゃっていただいた以外の部分でも、住居侵入・窃盗で起訴され、さらに別の容疑で再逮捕されたということもございます。それから本年度、これまでも処分をさせていただいた事例もございます。そういったことで、本当に公教育への信頼というのを大きく損なっている状況にあるということ、大変重く受け止めておりますし、大変その部分については申し訳ないというふうに思っております。それで、我々県教育委員会も、小中でしたら市町教育委員会とも連携して、さまざまな再発防止策というのを講じてきたところですが、改めてこれまでの対応に足りなかった部分とか、さらにこういったところにそういった起きうる要因があるのかということについて、教育委員会事務局内でも真摯に議論というか、検討もしているところでございます。今後どういう形になるかはわかりませんが、こういったことが今後生じないように、しっかりさまざま検討しながら、県立学校は県教育委員会ですけれども、小中学校については市町教育委員会ともしっかり連携して、徹底をさせていただきたいと思っております。

以上、12時00分終了